

# 2023 2月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



厚生労働省 福島労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワーク会津若松  
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23  
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方  
〒966-0853 喜多方市字千苅8374  
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津  
〒967-0004 南会津町田島字行司12  
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和4年12月分) 会津地域: **1.60**倍 福島県: **1.45**倍 全国: **1.35**倍

●労働力調査(令和4年12月分) 完全失業率: **2.5%** 完全失業者数: **158**万人

\*有効求人倍率: 一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率: 季節調整値。完全失業率、完全失業者数: 「労働力調査結果」(総務省統計局)

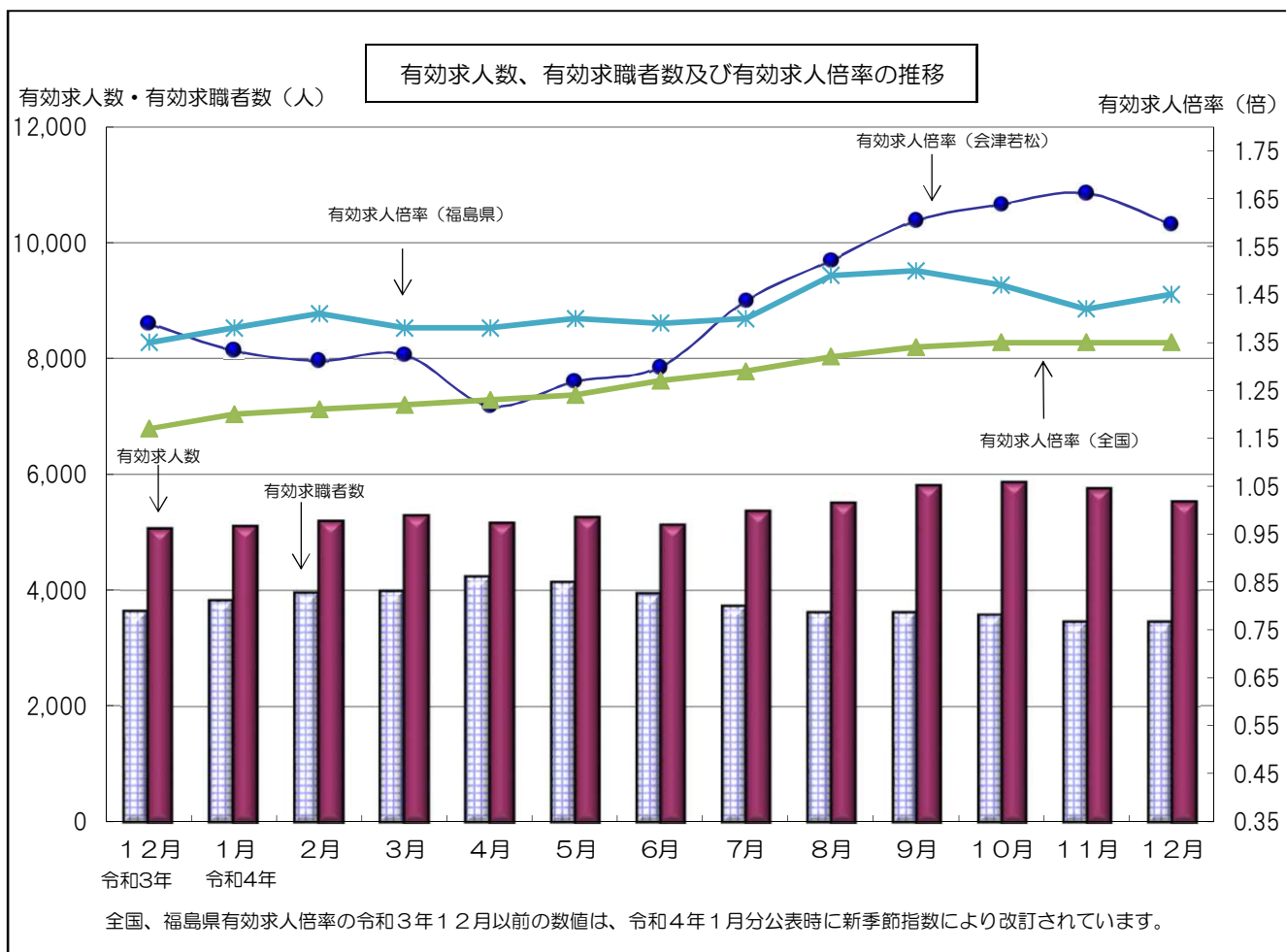
## 最近の雇用失業情勢(令和4年12月分)

●有効求人倍率は1.60倍(会津若松: 1.60倍 喜多方: 1.35倍 南会津: 2.06倍)となり前年同月を0.21ポイント上回りました。

●正社員有効求人倍率は1.27倍と前年同月を0.13ポイント上回り、過去最高となりました。

●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は5,507人となり前年同月比460人増加(9.1%増)
- ・月間有効求職者数は3,449人となり前年同月比187人減少(5.1%減)
- ・新規求人数は1,905人となり前年同月比28人減少(1.4%減)
- ・新規求職者数は878人となり前年同月比19人増加(2.2%増)



ハローワーク会津若松に申し込まれた求人（12月）の

**80%**以上 が「求人者マイページ」から申し込まれています。

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコン・スマホから求人申込みや内容変更をはじめ様々なサービスをご利用になれ、来所いらずで大変便利だとご好評をいただいています。

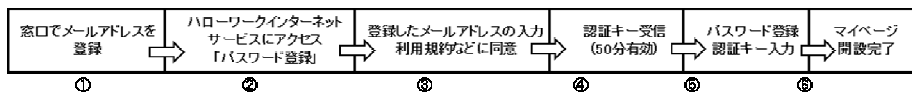
ご利用になれる主なサービスは次のとおりです。

- 求人者の申込み…会社のパソコンやスマホから求人を申し込むことができます。以前の求人データも活用できます。
- 求人内容の確認・変更・募集停止、事業所情報の変更など
- 画像情報の登録…会社の外観、職場風景、取扱商品などを公開できます。
- オンラインハローワーク紹介
- 紹介状況の確認や選考結果の登録（ハローワークに連絡）

<マイページ開設手順>

- ・ 開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。
- ・ 窓口でメールアドレスを登録後（①）、会社のパソコンから手続き（②～⑥）をお願いします

「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>（を入力）



※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。（事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただく場合があります。）

※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント（メールアドレス、パスワード）を登録し、事業所情報・求人情報を入力（仮登録）後、マイページを開設する方法もあります。この方法による場合、過去にハローワークに事業所情報が登録されていることもありますので、入力開始前に最寄りのハローワークへのご相談をお願いします。

※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

マイページの操作については ヘルプデスク：電話0570-077450 まで

一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

項目	令和4年12月				令和3年12月			
		男	女	常用		男	女	常用
1 新規求人数	1,905	-	-	1,717	1,933	-	-	1,767
2 月間有効求人数	5,507	-	-	4,799	5,047	-	-	4,563
3 新規求職申込件数	878	422	454	691	859	451	407	690
うち45歳以上	537	279	258	382	519	299	220	375
4 月間有効求職者数	3,449	1,709	1,737	3,208	3,636	1,862	1,771	3,397
うち45歳以上	1,972	1,088	883	1,772	2,025	1,132	893	1,823
5 紹介件数	585	301	284	476	753	400	353	620
うち45歳以上	304	174	130	233	384	230	154	307
6 就職件数	271	122	149	218	281	112	169	236
うち45歳以上	130	63	67	104	129	52	77	103
7 充足数	252	-	-	205	273	-	-	234
8 新規求人倍率	2.17	-	-	2.48	2.25	-	-	2.56
9 有効求人倍率	1.60	-	-	1.50	1.39	-	-	1.34
10 就職率（%）	30.9	28.9	32.8	31.5	32.7	24.8	41.5	34.2
うち45歳以上	24.2	22.6	26.0	27.2	24.9	17.4	35.0	27.5
11 充足率（%）	13.2	-	-	11.9	14.1	-	-	13.2

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。申請期限や最後の判定基礎期間の申請方法は次のとおりです。

申請期限について

緊急雇用安定助成金の申請期限は、支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに**到達**していなければなりませんので、ご注意ください。

なお、**令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、**

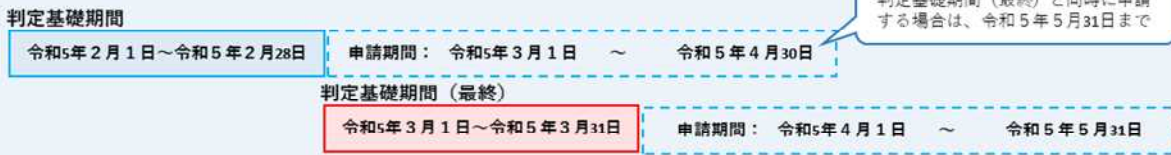
**令和5年5月31日まで※（必着）**

※ 末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通算して申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来る場合があります。詳しくは下記「最後に申請する判定基礎期間について」の「20日締めの事業所の例」の②を参照してください。

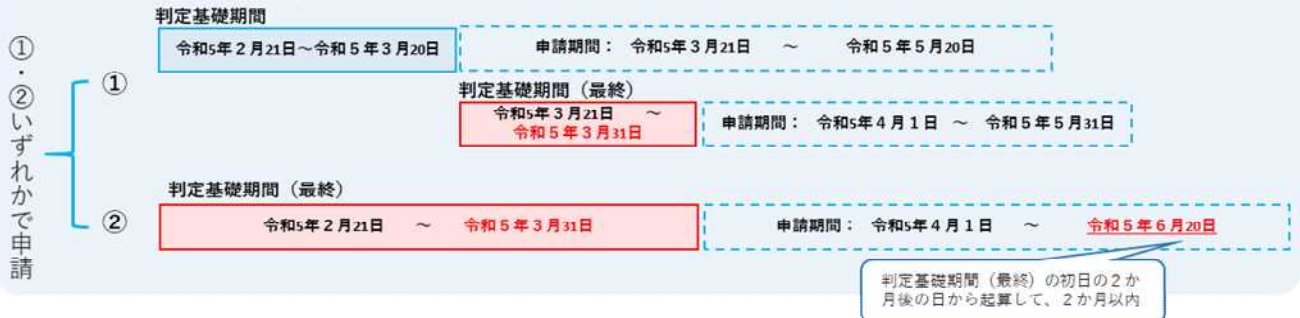
最後の判定基礎期間について

令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**判定基礎期間末日が一律に令和5年3月31日まで**となります。なお、令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。

末日締めの事業所の例：



20日締めの事業所の例：



雇用調整助成金について

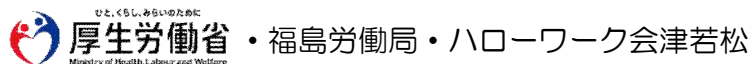
雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

※本リーフレットは令和5年度厚生労働省予算案の内容です。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む



雇用保険関係の手続きを行う場合、ハローワークの窓口書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。

24時間、365日いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

メリット

- パソコンによりどこからでも、待ち時間なく申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- 大切な個人情報の持ち運びが不要～安全管理に最適です。
- ハローワークに来所する時間や、書類を郵送する費用も節減できます。

さらに

- 「照合省略」※の認可を受けることで、賃金台帳等の確認書類の添付を省略することができます。  
※「照合省略」の認可には要件があります。ハローワークにおたずねください

◎雇用保険の電子申請は、インターネットにより電子政府の総合窓口<e-Gov>を通じて行います。  
詳しくは<e-Gov>ホームページ <https://www.e-gov.go.jp/> をご確認ください。

☆ハローワークでは、ご希望によりアドバイザーを派遣して、導入にあたっての相談、パソコンの設定から実際の申請方法まで、無料で支援を行っています。  
この機会にぜひご利用ください。  
お問合わせ先：ハローワーク会津若松雇用保険課 電話0242(26)3333(21#)

雇用保険業務取扱状況

項 目		令和4年12月	令和3年12月	前年同月比(%)	
適用関係	新規適用事業所数	12	9	33.33	
	廃止事業所数	5	4	25.00	
	月末現在事業所数	5,097	5,121	▲ 0.47	
	資格取得者数	575	607	▲ 5.27	
	資格喪失者数	991	946	4.76	
	月末現在被保険者数	70,115	70,928	▲ 1.15	
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数	168	171	▲ 1.75
		受給者実人員	765	870	▲ 12.07
	高齢給付	受給者数	53	49	8.16
	短期特例	受給者数	125	153	▲ 18.30
	再就職手当	支給人員	60	62	▲ 3.23
就業促進定着手当	支給人員	33	27	22.22	
雇用継続給付	高年齢	受給要件確認件数	20	25	▲ 20.00
		受給者実人員	508	561	▲ 9.45
	育児休業	受給要件確認件数	62	64	▲ 3.13
		受給者実人員	551	585	▲ 5.81
介護休業	受給者数	3	6	▲ 50.00	
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	13	30	▲ 56.67
	専門実践教育訓練	受給者実人員	9	11	▲ 18.18